

議事内容

平成 30 年 4 月 25 日 (水) 16 時 30 分 ~ 17 時 10 分

於：東京商工会議所 会議室 4

< 出席者 >

日本経済団体連合会
経済政策本部長 岩村 有広

経済政策本部上席主幹 清家 武彦

日本商工会議所
産業政策第二部長 小林 治彦
産業政策第二部主任調査役 羽柴 秀俊

産業政策第二部副部長 杉崎 友則

全国商工会連合会
企業支援部長 榎本 陽介

企業支援部企業環境整備課長 土井 和雄

全国中小企業団体中央会
事務局次長 及川 勝

全国商店街振興組合連合会
専務理事 吉田 康夫

総務部次長 浜野 光淑

内閣府子ども・子育て本部
審議官 川又 竹男
企画官(子ども・子育て支援担当) 児玉 泰明

参事官(子ども・子育て支援担当) 西川 隆久

厚生労働省子ども家庭局
総務課長 長田 浩志
子育て支援課長 田村 悟

総務課少子化総合対策室長 原口 剛

内閣府

- ・子ども・子育て支援法の改正に当たって、経済団体の皆様に多大なる御理解・御協力をいただいたことについて、改めて感謝を申し上げたい。
- ・昨年 12 月からの経緯や改正法の施行等を踏まえて、本日お集まりの日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の皆様との意見交換の枠組みとして、「事業主団体との協議の場」を開催することとしたい。また、議事内容については、内閣府のホームページで引き続き公表することとしたい。
- ・本日は、改正法が施行された節目として、直近の状況についての報告事項を中心に、子ども・子育て支援法の改正、企業主導型保育事業、放課後児童クラブの 3 点について、説明と意見交換をしたい。

< 参考資料、資料 1、2 - 1、2 - 2 について内閣府から説明 >

厚生労働省

- ・全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会にも参加していただいていた協議の場ということで、改めてよろしくお願ひしたい。
- ・今般の子ども・子育て支援法の改正は、子育て安心プランの実現のためのものであるため、保育行政を所管する厚生労働省としても御礼を申し上げたい。

< 資料 3 について厚生労働省から説明 >

- ・放課後児童クラブの運営費の基本的部分には従来から拠出金が充てられている。
- ・放課後児童クラブについては、女性の就業率の上昇に伴い、保育と同様、ニーズが増大しており、昨年末に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においても、放課後子ども総合プランについて、「状況を踏まえ、その後の在り方について検討する」とされており、今後の対応については、皆様と相談しながら進めさせていただきたい。

日本経済団体連合会

- ・ 拠出金の運用規律が重要であり、今後、このような場において議論したい。
- ・ 12 月閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」の中に盛り込まれた放課後子ども総合プランのその後の在り方の検討について、議論の必要な論点が多々あるので、引き続き、この枠組みの中で議論が必要になる。

日本商工会議所

- ・ 附帯決議にもあるとおり、企業主導型保育事業の推進に当たり、拠出金負担については、中小・小規模企業の経営を圧迫しないよう配慮いただきたい。
- ・ 当会議所が本年 3 月 29 日に公表した「女性の活躍推進に向けた意見」において、待機児童解消や放課後児童クラブについては、計画の着実な整備とともに、その整備量を精査すべきであること、企業主導型保育事業については、中小・小規模企業への周知や共同利用等の自治体によるマッチングを推進すべきであること、子ども・子育て拠出金の率については、中小・小規模企業への配慮とともに、できる限り引き上げるべきではないこと等を要望しており、この場でもお願いしたい。

全国商工会連合会

- ・ 子育て世代への投資を充実することには異論がないが、特に小規模事業者は経営が苦しい中、拠出金は社会保険料などと併せて負担が大きいため、こうした状況に配慮して拠出金の率を決めてほしい。附帯決議を重く受け止め、大企業と中小企業で拠出金の率に差を設けることも含めて検討してほしい。
- ・ また、協議の場の想定されるスケジュールについても御教示いただきたい。

全国中小企業団体中央会

- ・ 当中央会としても、本日の資料等も活用し、工夫しながら、中小企業活用促進策など企業主導型保育事業の中小企業への広報に努めたい。
- ・ 人手不足の中で、個々の企業が子育て支援について、こういう活用促進策があってよかったと実感できるように考えていくし、そのような進め方をしてほしい。
- ・ 企業主導型保育事業について、自治体等とも協力して中小企業向けの活用促進策の広報をしっかりとしてほしい。

全国商店街振興組合連合会

- ・ 商店街はほとんどが小規模事業者であり、消費税率も引き上げられることが見込まれ、非常に厳しい状況であり、配慮が必要である。
- ・ 拠出金の率の引上げについて、ほとんど知られていない実態があり、子ども・子育て支援法が改正され、拠出金の率が引き上げられたという周知をしっかりとしてほしい。
- ・ また、今後の拠出金の率の引上げに当たっては、商店街の多くを占める小規模事業者へ配慮をしてほしい。

内閣府

- ・ 運用規律は非常に重要。例えば、企業主導型保育事業について、実務を担う公益財団法人児童育成協会が監査を年 1 回以上実施することとしており、昨年度上半期に実施した立入検査の結果、保育内容等に関し指摘のあった全ての施設から改善報告が提出されている。なお、監査結果をホームページで公表している。引き続きしっかりと対応していきたい。
- ・ 企業主導型保育事業のマッチングについては、東京などで取り組んでおり、好事例集において例示している。また、改正基本指針において、企業主導型保育事業の地域枠について自治体と連携をしていく旨を明記している。
- ・ 協議の場のスケジュールについては、これまでどおり、6 月頃（概算要求前）、9 月（概算要求決定後）、11 月（予算案決定前）、1 月頃（予算案決定後）を考えている。
- ・ 附帯決議にある「拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫すること

のないよう、十分に配慮すること」については、重く受け止めている。

- ・企業主導型保育事業の広報については、好事例集や監査結果をホームページで公表しており、説明会などあらゆる機会に周知に努めたい。
- ・拠出金の率の変更の周知については、拠出金が厚生年金保険料に上乗せして徴収されていることから、徴収実務を担う日本年金機構から、全国 200 万の事業所に納付通知と併せて拠出金の率の変更のチラシを送付している。また、ホームページでも周知を行っている。

以上